



上尾市 法人市民税 税率表



税率表中、「資本金等の額」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する「資本金等の額」をいいます。保険業法に規定する相互会社については、地方税法施行令に定める「純資産額」をいいます。

法人税割の税率

法人等の区分	平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度分の税率	令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度分の税率
資本金等の額が 1 億円を超える法人等	12.1%	8.4%
課税標準となる法人税額が年 400 万円を超える法人等(※1)		
保険業法に規定する相互会社		
その他の法人等	9.7%	6.0%

(※1) 分割法人は、関係市町村に分割される前の課税標準となる法人税額で判定します。法人税額の算定期間が 1 年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が「400 万円×算定期間の月数(端数月切り上げ)÷12」を超える法人等が該当します。

均等割の税率

法人等の区分	税率(年額)	
	市内の従業者数 50 人超	市内の従業者数 50 人以下
資本金等の額が 50 億円超	3,000,000 円	410,000 円
資本金等の額が 10 億円超～50 億円以下	1,750,000 円	
資本金等の額が 1 億円超～10 億円以下	400,000 円	160,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～1 億円以下	150,000 円	130,000 円
資本金等の額が 1 千万円以下	120,000 円	50,000 円
その他の法人等	50,000 円	

- ・「資本金等の額」及び「市内の従業者数」は、算定期間の末日で判定します。
- ・算定期間中に事務所等又は寮等を有していた月数が 1 年に満たない場合は、「税率(年額)×有していた月数(端数切り捨て)÷12」になります。ただし、事務所等又は寮等を有していた月数が 1 月に満たない場合は、月数を 1 月として計算します。
- ・均等割における「資本金等の額」が、「資本金等の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」に満たない場合には、「資本金等の額」は「資本金等の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とします。